

獄 中 記

<福山辰夫>

第 十 一 回

皇紀 2654 年【平成 6 年・西暦 1994 年】

4 月 3 日 (日)

午前 9 時 30 分から 10 時 30 分迄、宗教教誨『神道』が有り。

13 工場からは Y さん (盛岡市住人)、O さん (住吉会系・水戸市住人) と、今月から新規の A さん (五代目山口組三代目山健組内・高崎市住人)、それに小生を含む 4 名が出席。

今日の教誨師は「大内先生」で、講話の内容は『4 月＝卯月 (うづき)』についての話。そもそも『卯月』とは旧暦の 4 月を意味し、卯の花から転じた「うづき」「うつき」が語源といわれる。

また、宮城県の民謡に【米節】というのがあって、パソコンで印字された歌詞を先生が各人に配布。そして、初めは先生が手本で歌い、その後を全員で歌唱。

米 節

<宮城県民謡>

1. 米という字を分析すればヨ一 八十八度の手がかかる
お米一粒 粗末にならぬ 米は我等の親じゃもの
2. 米の成る木で造りし草鞋ヨ一 踏めば小判の跡がつく
金のなる木が無いとはうそよ 辛抱する木に金が成る
3. 千代に八千代に変わらぬものはヨ一 尾上高砂曾根の松
わしとあなたは二葉が松よ 色も変わらず末ながく

日本人にとって、古 (いにしえ) よりお米は主食であり、それこそお百姓さんが八十八度 (はちじゅうやたび) の手間を掛けて育てる。だから私達はお米を食するにあたっては「一粒たりとも粗末にしてはいけない」と、米所である宮城県ならではの民謡ではないか。

尚、教誨の終了間際に先生から米に因んだ言葉として、「実るほど頭（こうべ）を垂れる稲穂かな」を唱和。先生曰く「皆さんもこの言葉を忘れず、日々の収容生活を送って頂きたい」と締め括って終了。午後の余暇時間は、夕点検迄「臨地」に勤しむ。

※処遇の一部変更にて、本日で『感冒対策処遇』が終了し、明日から雨天等以外はグラウンドで運動を実施。更に、現在 17 時 30 分の「仮就寝」が、18 時 30 分へと変更。

4月4日(月)

昨日で『冬期処遇』が終了し、通常の処遇に戻る。早速、工場の運動指定日となりグラウンドで運動を行うも、暦の上では春とはいえ未だ未だ寒い。

今日から「仮就寝」が 18 時 30 分に戻り、同房の者らは一様に愚図っている。

4月8日(金)

三月分の賞与金教示有り。

「3等工3割増+1割」=4,623円也。漸く、ひと月4,000円を突破する。

4月16日(土)

午前中は、慰問演芸『木村友衛・津田耕治歌謡ショー』が催される。

まずは、前座で若手女性歌手が歌い、木村友衛がヒット曲の『浪花節だよ人生は』。

トリで津田耕治が『釜ヶ崎ブルース』と『河内遊侠伝』を熱唱。唯、『河内遊侠伝』の歌詞の語り部にある「乞食」という言葉が、今日に於いては「放送禁止用語」の為、テレビ番組では歌う事が出来ないと嘆いていた。尚、今回は誰に入った慰問かの情報が伝わってこないが、娯楽が少ない圀の中にあつて、娯楽から入る慰問は本当に有り難い事也。

午後は、夕点検迄「臨地」に勤しみ、夜はテレビ視聴を行う。

4月17日(日)

仙台管区气象台が、桜の満開宣言を発表。例年より1週間も早いとの事で、みちのくに春の訪れを感じる。免業日も、終日（ひねもす）舎房での生活。

午前中は「臨地」に勤しみ、午後はテレビ視聴があるも、宮城刑務所の所内文芸誌『あをば』に寄稿する、随筆「平成の民族思想考 - 近年の右翼」を脱稿。些か生意気かもしれないが、今日の民族運動に対して大所高所から小生なりに思うところを原稿に纏める。

4月21日(木)

本来ならば、昼餉後の12時30分から13時30分迄、『書道教室(三班)』が実施予定も、圖南書道會理事で講師の「鈴木登郁先生」が病の為に入院したという事で中止となる。

月一回の『書道教室』という楽しみが減って残念だが、先生も御高齢である故、この際だからゆっくりと体を休めて頂き、再び元気な姿で御指導を仰ぎたく、受講生皆が思う次第也。

また、両親の面会有り。僅か30分間だが、何時間も掛けて馬鹿な息子の為に埼玉県川越市から仙台迄、会いに来てくれる。それは、血の繋がった身内とはいえども有り難い事。

面会後は、何時もの如く『日刊スポーツ新聞』(3ヶ月分)と、本3冊の差し入れをして頂く。

4月25日(月)

圖南書道會に提出する、漢字部規定作品1点を教育部に提出する。

4月26日(火)

処遇の一部変更となり、増貸の毛布2点(掛け毛布1点・敷毛布1点)が引き上げとなる。

4月28日(木)

明日は祝日にて、還房後は工場定期の私本配布が有り。自弁購入の週刊誌1冊と、領置下付本として『超念力 ひらめきの行動』、『評伝・赤尾敏 叛骨の過激人間』(猪野健治・オール出版)の2冊が手元に届く。また、21日の面会差し入れで「特別下付願」(会計課長宛)を願い出していた、『行政調査新聞 第108号』と『行政調査新聞 第109号』の2部が交付される。

下付本の『超念力 ひらめきの行動』は、川越拘置支所に居た時、「高島の親父」と一緒に面会に来た「親父の姐さん」が差し入れしてくれたもので、『行政調査新聞』は、小生の右翼としての師である「松本州弘先生」が毎月発行している機関紙。

※「羽田孜内閣が発足」。非自民・非共産の少数連立政権故に、基盤が弱く先行きが不安定。

所詮、一・一ライン(小沢一郎と市川雄一)が主導の傀儡内閣。

4月29日(金) みどりの日

先帝陛下御誕生日。午前9時30分より、講堂に於いて『花まつり』が催され出席。

曹洞宗僧侶が「般若心経」を読経する中、職員代表として教育主席と受刑者代表として1級生が、舞台上に設けられた祭壇の「釈尊像」に甘茶を注ぎ、焼香を行う。

その後は、僧侶の簡単な法話を拝聴し、当所の近くに在る『聖和学園高等学校』の舞踏部生徒による「インド舞踊」や「中国舞踊」の実演を鑑賞。約1時間の行事が終了し、還房する。

午後の余暇時間は、筆を執り「臨地」に勤しみ。夜のテレビ視聴迄、読書。

5月3日(火) 憲法記念日

午前中はテレビ視聴。昼餉時は、『憲法記念日』の祝祭日菜として「大福1ヶ」の給与有り。

午後は、夕点検迄「臨地」に勤しむ。

5月4日(水) 国民の休日

午前中はテレビ視聴も、小生なりに気を利かせたつもりで差し入れの『スポーツ新聞』を舎房内で集め、看守が交付に来たら速やかに「交換・廃棄」が出来るようにとの思いから、食器口の所に纏めて出しておいた事が、職員の指示もないのに勝手に出したという【新聞の整頓不良】として、O山看守に「注意・指導」と「舎房減点-0.5点」を受ける。午後は「臨地」に勤しむ。

夜はテレビ視聴をしている最中、O山看守に今度はコップの整頓が、就寝位置の順番通りになっていないと指摘をされ【コップの整頓不良】という事由で、「注意・指導」に「舎房減点-0.5点」と、今日1日でO山看守に2度「注意・指導」を受け、「舎房減点-1点」も減点される。

これ全てに於いて、小生の不注意であって同房の皆には平に謝る。

5月5日(木) 子供の日

『端午の節句』。起床早々、昨日夜勤だったO山看守から「旧私物棚」の空いている棚へ、小生が『私費通信教育課程・圖南書道』で所持許可になっている硯を乾かす為に置いていたのが、夜勤看守に願い出て許可を得なかった事。そして、片付けずに放置して就寝した事で【硯の整頓不良】となり、「注意・指導」を受け、「舎房減点-0.5点」と減点される。

そもそも、昨日から小生だけで「舎房減点-1.5点」もくらい、完全に1人を狙い撃ちにしている感有り。看守だろうと懲役だろうと、お互いに人間である。確かに好き嫌いはあるだろうが、此処迄あからさまだとO山看守に対しては反発心しか芽生えない。

この舎房減点で来月のテレビ視聴は「B」か「C」ランクは確定であり、最悪だと日曜日以外はテレビ視聴が出来ない迄ある。懲役での楽しみは「食う・寝る・テレビ」だろう。

同房の者には小生1人の所為でこうなってしまった事は、誠に申し訳ない気持ちしかない。

午前中はテレビ視聴を行い、午後は「臨地」に勤しむ。

尚、昼餉時に祝祭日菜として「柏餅」(1ヶ)の給与有り。それにしても、この最悪の連休が今日で終わった事で、明日からまた気持ちを入れ替えてやるしかないと言いに聞かせて休む。

5月10日(火)

終日、ワープロ作業に従事。夕餉後の17時30分から18時30分迄、宗教教誨『神道』に出席。
13工場からは、同僚のYさん(盛岡住人)、Oさん(住吉会系・水戸住人)、Aさん(五代目山口組三代目山健組内・高崎市住人)と小生を含む4名。今日の教誨師は菅野先生にて、先生が心酔する『吉田松陰』と『神道式による葬儀』と題する講話を拝聴致す。あの幕末に於いて、綺羅星の如く多くの志士達が崛起したけれども、その先駆けとなったのは、正に「吉田松陰」の行動力であるとの事。

特に、松陰の遺訓の一つである

愚かなる吾れをも友と愛(め)づ人は わがとも友とめでよ人々

(意) 私とあなた、お互いの心と心で付き合う、信じる気持ちが必要である。

松陰自身、確かに「好奇心旺盛」な人ではあるが、遺された辞世の句を見ても、己が発する「狂気」というものを分かっていたのであろう。だからこそ先駆けとなり、死をも厭わぬ行動に出たのである。この遺訓も、誠に感慨深い言葉也。また、一般的に神社というと、お祝い事(「七五三祝い」等)やら祈禱(「安全祈願」等)で宮司が祝詞を奏上。

そして、玉串奉奠と思っている方が多いでしょうが、『神式による葬儀(神葬祭)』を催行するのも大切なお勤めであります。しかし、仏教の様に「戒名」はなく『○○○○命』と生前の姓名の後に、命(みこと)とするのが通例です。何故なら、仏教と違い神道では死を「穢れ」、つまり「不浄」とか「不潔」を意味します。

従って、神聖な場所である神社に穢れを持ち込んでならぬとされ、『神葬祭』を行うのは故人の自宅や葬儀場になるのです。我々は、当たり前のように「初詣から守産祈願・初午・七五三祝い」等と神社へお参りをしますが、神道でも葬儀を行う事を知って下さい。

5月12日(木)

工場定期発信日に付き、父宛に便りを出す(便箋7枚)。また、四月分の賞与金教示有り。

「3等工4割増+1割」=4,616円也。

昼餉後に、『書道教室(3班)』を予定するも、圖南書道會理事で講師の「鈴木登郁先生」の体調が未だ優れず、今回も中止になる。受講生一同、先生が一日も早く快方に向かうのを祈るばかり。

5月20日(金)

官給の「舎房用上衣・ズボン」の一斉交換が有り。全員に真っ新が支給される。

夕方の18時30分、「仮就寝」で合図のチャイムが鳴り布団を敷き始めるも、この時だけは交談をしないで、速やかに布団敷きを終えねばならないのだが、隣席のNさん(茨城県岩井市出身)と布

団を敷きながら「顎(あご)>(*同囚と会話をすること)を言っている時、偶々通り掛かった天敵の○山看守に現認され、そこで小生も素直に謝れば良いものの、頭ごなしにガタガタ言われたことで「カーッ」ときて、先日の舎房減点の件もあり、廊下側食器口の鉄格子の間から右手を出して○山看守の襟首を掴み取ったので、非常ベルを押される。即、特警の若い看守が走ってきて、数人の看守に舎房から引きずり出され『処遇部門』へと連行。

狭い取調室にぶち込まれ若い看守らに囲まれる中、古株のK沢看守部長とA木看守部長が入ってきて怒鳴られた事で、更に反抗。結局、○山看守に対する【担当抗弁事犯】で、其の儘「取調べ・入独」(3舎1階9室)となる。舎房から連行される際に、同房のKさんが耳元で「福山さん、絶対に反抗しないように…」と囁いてくれたのだが、看守らに罵声を浴びせられ売り言葉に買い言葉で居直ってしまった。今後、我が身がどうなろうと仕方が無いと思う。

唯々、同房の者には散々迷惑を掛けてしまった事だけが悔い也。

5月21日(土)

午前中は、慰問演芸『アローナイツ歌謡ショー』が講堂にて催される。但し、昨日夕方の【担当抗弁事犯】で取調べとなり、独居のラジオ放送用スピーカーから流れる所内放送で聴く。

アローナイツのボーカル「木下あきら」が『あきらめないで』、『さだめ』、『ぬれて大阪』、『中の島ブルース』、『献身』と往年のヒット曲を熱唱。尚、工場から私物が回送されて来る迄は、最低限の日用品以外は手元に無い為、午後の余暇時間と夕方から就寝迄の間はラジオ放送を聴く。

5月22日(日)

午前中は、講堂にて『3級会』が催される。本来であれば、出席して同囚等と賞与金の中から300円で購入した「ジュース」と「お菓子」を喫食しつつVTR視聴を行っている筈が、一昨日の夕方に起こした【担当抗弁事犯】にて、独居棟で「取調べ・入独」となっている身故、講堂より警備隊の若い看守が回送してくれた「オレンジジュース」と「袋菓子」を1人寂しくラジオ放送を聴きながら食す。当然の事乍ら、免業日という事で工場から私物は回送されて来ず。

5月25日(水)

昨日、工場経由で私物が届き「身柄引受人」を妻から川越の実父へと変更する手続(『身柄引受人変更願』)を、朝の願い事時に分類課長宛で願箋を提出。

終日(ひねもす)独居房内に於いて「ホテルの紙袋製作」。

(*袋貼り作業。単純・軽作業であり、懲役用語では〈モタ工〉…モタモタしているからモタ工と言う。)

5月26日(木)

朝、「作業開始」直後に取調べの呼び出しを受け、警備隊の若い看守に連行され『処遇部門』の取調べ室へ。あれだけ居直ったので、小生も大仰に構えていたのだが、単なる【担当抗弁事犯】という事で調書を巻く時間も短く、拍子抜けした感有り。

独居で一人寂しく昼餉を終えるも一息着く間もなく、午後1時から『懲罰審査会議』の呼び出しを受ける。小生の番が来て、何時もの如く「気を付け、礼、直れ、称呼番号、氏名」の順で所動作を行い、第二統括第二主任である熊谷主任が事務的に「調書」を読み上げた後、正面に座っている管理部長が関西弁で「君はホンマに短気やなあ。社会ではそれなりの事をしてきた様やが、此処では若い看守の指導であろうが、素直に聞かなければアカンし、社会とは違うんやでえ…」と。

そして最後に、「残刑期も未だ未だあるし、今回は反省するまで座つていろ」と罵られて会議室を後にする。還房後は、「袋貼り作業」を終業迄行う。

5月27日(金)

午前中に医務分室より呼び出しが有り、診察を受ける。朝の願い事で申し込んでもいないのに医務診察を受けるという事は、これで「懲罰」が確定となる。

何故なら、平成5年1月の【石鹼の不正授受】で「叱責処分」となり工場に戻った時、午前中に医務の呼び出しは無く、この診察は受罰前の健康診断といえる。半日は「袋貼り作業」を行い、昼餉後に警備隊の若い看守が迎えに来る。そして、昨日と同じ会議室に於いて処遇主席より「懲罰言い渡し」を受ける。事犯は、職員に対する【担当抗弁事犯】で「軽屏禁罰10日」。

唯、小生的には「軽屏禁罰20日」はくらうであろうと想像していたので、思ったよりも安く済んで良かったというのが本音である。また、小生の言い渡しの前に13工場の同囚でワープロ作業に従事している、NさんとKさんが【おかずの不正授受】で、共に「軽屏禁罰5日」を言い渡しされていた。還房後、最小限の日用品以外の私物等と寝具一式を舎房から出して「舎房捜検」。

そして、体重計に乗り受罰前の「体重計測」を行う。終了後、速やかに「懲罰開始」となり受罰姿勢に入る。自ら犯した罪は、自らで責任を取るのが《監獄の仁義》也。

5月30日(月)

本日付で「入浴時間の変更」に伴い、今迄の『動作時限』での「終業時間」より10分繰り上がる事になる。（*懲罰終了後に筆記する）